

社会福祉法人高森福祉会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、つぎのように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

2.内容

【男性の子育て目的の休暇の取得促進】

目標：男性職員の育児休業の取得を促進する

<対策>

- 令和 6 年 4 月～男性職員の育児休業取得に関する制度や事例の周知を図る
- 令和 6 年 6 月～管理職を対象に育児休業の研修を実施。
- 令和 6 年 10 月～男性職員の仕事と育児の両立に関する意見交換をし育児に参画しやすい職場作りを図る。

【年次有給休暇の取得の促進のための実施】

目標：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり年間 60%以上とする

<対策>

- 令和 6 年 4 月～年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 6 年 5 月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

【雇用区分にとらわれない活躍に向けた研修】

目標：年間の研修（外部研修及び職場での E ランニング）を 10 項目以上受講する

<対策>

- 令和 6 年 4 月～全職員に研修内容を周知する。
- 令和 6 年 5 月～研修を受けた職員の把握ができるよう上司に促す。
- 令和 6 年 7 月～研修計画を立て実施していく。

女性の活躍に関する「情報公表」

令和7年4月1日～令和8年3月1日

①労働者に占める女性労働者の割合 69.7%

②男女の平均継続勤務年数の差異

女性	9.0年
男性	8.5年

③男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

正社員	85.0%
パート・有期社員	124.5%
全労働者	92.1%